

生徒心得

1. 日常の心得

- (1) 言動、動作は品位を保ち、謙虚で、粗野に流れないように気をつけよう。
- (2) 先生や友人に対しては、親しい中にも礼儀を失わないように気をつけよう。
- (3) 服装は常に清潔、端正にし、不相応に華美と流行を追うことを避けよう。
- (4) 学校や家庭以外の場所で行動する時は特に気をつけ、学生らしくまじめな態度を失わないようにしよう。
- (5) 外出の際は、必ず家族にその行く先を告げ、保護者の許しを受けないで娯楽場に入出入したり、夜間外出したりしないようにしよう。又勝手に他家に泊ったりすることは慎もう。
- (6) 生徒集会、各種委員会においては、時間を厳守し、熱心に討議し、公正な態度を失わないようにしよう。

2. 登校・下校

- (1) 始業前10分（8時20分）までに登校する。
- (2) 下校時刻 17時00分
- (3) 欠席、遅刻、早退をする時は生徒手帳に理由を明記して届け出る。
- (4) 外出の必要のある場合は、外出届に担任又はHR代行の先生の許可を得る。

3. 校舎・教室

- (1) 始業の合図の前に授業の準備をし、教室又は所定の場所で着席をして静かに待つ。

- (2) 自習時間は所定の教室で監督の先生の指示に従い静かに自習する。
- (3) すべて校具は大切に取扱い、誤って破損した時は直ちに担任又は学年担任の先生に届け出る。

4. 校庭・屋上

- (1) 雨天の際は校庭に入らない。
- (2) 校庭でバットおよび野球用の硬・軟球は、特別に許可した場合以外は使用してはいけない。
- (3) 屋上は使用禁止とする。

5. 所持品

- (1) 学習活動に不必要な物品（多額の金銭・貴重品・楽器・ガムなど）は持参しない。
- (2) 所持品にはすべて学年組氏名を明記し、その取扱いについては細心の注意をする。
- (3) 学友間の金銭物品の貸借贈答はしない。
- (4) 遺失物・拾得物のあった時は直ちに生活指導部に連絡し、所定の用紙に記入する。
- (5) 盗難などの事故があった場合には、直ちに担任に連絡する。

6. 服装 別に定める規定に従う。

7. その他

- (1) 非常の場合には直ちに職員室に連絡する。
- (2) 原則として来訪者との面会は禁止する。特別な事情のある場合は担任の許可を得る。
- (3) 絶えず掲示並びに放送によく注意する。
- (4) 会合や掲示・印刷物の配布をする時には前もって生活指導部へ願いでて許可を得る。
- (5) 教室、特別教室など、校舎内外の清掃は定められた区域について毎日放課後に行う。

8. 願・届

次の規定に基づいてする。

- (1) **遅刻** 授業終了後教科の先生に理由を述べ、更に担任に届け出る。
- (2) **早退欠課** 病気その他やむを得ない理由で早退又は欠課をする時は担任（又はHR代行の先生）および教科の先生の許可を得る。
- (3) **欠席** なるべく早く担任に生徒手帳によって届け出る。当日の場合は8時10分～25分の間に電話をする。病気欠席1週間以上にわたる時は長期欠席届に医師の診断書を添える。
- (4) **見学** 体育の見学をする時には生徒手帳によって届け出る。
- (5) **公欠** 進学や就職試験・会社訪問・公式試合などのため、特別に欠課する場合は事前に必ず、担任・顧問、及び教務部の許可を得て、教科の先生に届け出る。
- (6) **忌引** 次の日数は忌引として特別にあつかう。
父母7日、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母3日、父母の年回忌等1日。
これらのための旅行日数は別に加算する。
- (7) **休学・復学** 病気により休学する者、快癒して復学する者は、休学願、復学願に医師の診断書を添えて願い出る。
- (8) **転学・退学** 理由を明らかにして願い出る。
- (9) **住所変更、保護者・保証人変更等**は直ちに届け出る。
- (10) 次の諸願が必要な時は、HR担任に申し出る。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 外出届 | 2. 自転車通学願 |
| 3. 遺失物・拾得物届 | 4. 公欠願 |
| 5. 休学願 | 6. 復学願 |
| 7. 転学願 | 8. 退学願 |
| 9. 転居届 | 10. 保護者・保証人転居届 |
| 11. 保護者・保証人変更届 | 12. 旅行届 |

- (11) オートバイによる通学は禁止。
- (12) 自転車による通学は許可制とする。
- (13) 教室その他を利用する場合は、教室その他の管理の先生に願い出る。
- (14) アルバイトをする場合は家庭の承認を得て担任に届け出、その指導を受ける。

気象警報に伴う授業時間等の変更について

- I 朝7:00の時点で警報※が解除になっている場合
→平常通りの時程(8:30 S H Rより開始)
解除になっていない場合
→自宅に待機していること。
- II 朝9:00の時点で警報※が解除になっている場合
→10:30 S H Rより開始
10:40より午前中に3、4限目を行い、午後
に5、6限目を行う。昼食を準備して登校する。
解除になっていない場合
→自宅に待機していること。
- III 朝11:00の時点で警報※が解除になっている場合
→13:10 S H Rより開始
13:20より5、6限目を行う。
解除になっていない場合
→1日自宅学習とする。

〈注意〉①警報※とは、気象庁から品川区・大田区・港区のいずれかに出された台風接近に伴う大雨・暴風、津波及び大雪警報(特別警報を含む)を指す。(洪水・波浪警報は除く。また、注意報は対象としない。)

②登校の際は、生徒は安全に気をつけること。

休業中の心得

1. 部活動合宿等の宿泊行事

- (1) 表記の行事に参加を希望するものは、その保護者より届書を提出する。
- (2) 参加希望者は、事前健康調査票を提出し保健室で実施する健康診断などの事前指導を受ける。医師の勧告により、参加の適・不適を決定する。
- (3) 合宿期間中の心得
 - (ア) 練習は、能率的・効果的に行い、健康に留意し、事故の防止に努めること。
 - (イ) 生活は規律正しく、休息、睡眠時間は十分に取るように心がけること。
 - (ウ) 宿舎外での単独行動は許可しない。
しかし、予め保護者より願出のあった場合には、許可することがある。
 - (エ) 往復には制服または、指示された服装を着用し、団体行動をすること。

2. 休業中の登校

- (1) 休業中の登校には必ず制服を着用すること。
- (2) 登校したものは、職員室前にある帳簿に、組・氏名・登校の目的・使用場所を記入すること。
- (3) 指定された場所以外は使用しないこと。
- (4) 学習のため登校したものは、図書館または指定された教室を使用するが、下校の際はあとかたづけをし、最後に帰るものは、窓を閉め必要に応じて掃除をすること。
- (5) 部活動、生徒会活動等で登校するものは、休業2週間前までに、責任者より生活指導部に届出を

すること。当日、登校したものは、(2)により記名すること。

3. 個人・グループでの旅行は、必ず保護者より届出て、担任教師の指導を受けること。

届出書には、日程・宿泊場所・コース・費用・同行者・代表者を記入する。

服装・頭髪・身だしなみに関する規定

服装・頭髪・身だしなみについては、高校生としての品位を保ち、学校生活にふさわしいものとし、次の点に留意すること。

- 端正であること
- 清潔であること
- 華美でないこと

通学（学校行事等を含む）には制服を用いる。

1. 制服 校章は男子は詰襟の左襟元、女子は左胸に装着する。

※指定期間以外は冬服、夏服のどちらを着用してもよい。

- (1) 冬服（4月1日～4月30日・11月1日～3月31日）

（男子） 本校指定詰襟学生服（黒）・本校指定の学生ズボン（黒）

（女子） 本校指定のセーラー服（紺）・黒のスカーフ・プリーツスカート（紺）

- (2) 夏服（6月15日～9月15日）

（男子） 白のワイシャツ（半袖・長袖いずれでもよい）・本校指定の学生ズボン（黒）

（女子） 本校指定のセーラー服（白）・黒のスカーフ・プリーツスカート（紺）

- (3) セーター・コート類着用の場合は制服の色と同じ紺、黒で無地のものであること。

2. 上履き・体育着

上履き、体育着は学年色をつけた指定のものを着用する。

3. 頭髪

頭髪は整髪し清潔であること。頭髪の黒以外の染色、脱色は禁止する。また、ヘアーアイロン等で頭髪が変色した場合も指導対象とする。

4. 装飾品

ピアス、ネックレスなどの装飾品、カラーコンタクトは禁止。

5. 化粧

一切、手を加えてはならない。



